

# 令和 6 年度(2024 年度) 守山市同和対策基本方針

## 1 はじめに

国における同和行政は、昭和 40 年(1965 年)の「同和対策審議会答申」、また、同和対策に初めて法的根拠を与えた「同和対策事業特別措置法」〔昭和 44 年(1969 年)〕の制定以来、33 年間におよび立法措置が講じられ、「特別対策」としての同和対策事業が展開されてきた。

県においても、国の施策に呼応し、昭和 46 年(1971 年)に「滋賀県同和対策長期計画」が策定され、その後の計画の改訂等により、関係諸施策が推進されてきた。

本市においては、昭和 49 年度(1974 年度)に「守山市同和対策本部」、「守山市同和対策推進協議会」および「守山市同和教育推進協議会(現守山市まちづくり人権教育推進協議会)」を設置し、施策推進体制を確立するとともに、同年度に「守山市同和対策総合計画」を策定し、全庁的かつ計画的な同和問題への取組を開始した。

さらに、昭和 55 年(1980 年)4 月には、「同和対策事業特別措置法」に基づく事業対象地域の指定を受け、同和地区の実態を踏まえる中で計画を見ながら、同和対策を市政の重要な柱として、諸施策に積極的に取り組んできた。

その結果、環境改善事業をはじめとする物的事業により、旧地域改善対策特別措置法第 1 条に定める対象地域(以下「対象地域」という。)の住環境は、大幅な改善を進めることができた。そして、平成 14 年(2002 年)3 月をもって、同和対策にかかる最終の特別法である「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、残された課題は、一般対策によりその解決を図ることとなった。

一方、教育・啓発については、推進体制の強化を図りながら積極的な取組を進めてきたことにより、同和問題に対する理解は深まったものの、依然として市内では差別事象が発生しており、全国的にみてもインターネットへの差別的な書き込みや、部落地名総鑑復刻の動きなど悪質な事件が発生している。

このような事態に対して、平成 28 年(2016 年)12 月に、部落差別のない社会の実現を目的とし、相談体制の充実や教育啓発の推進等を規定した「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法律のもと、市民一人ひとりが、個人の尊厳に関わる問題として部落差別の実態や市民意識の現状など、同和問題を正しく理解し、差別意識を解消し、差別をなくす行動がとれるよう、家庭、地域、職場、学校と密接に連携した教育・啓発を着実に実施していかなければならない。また、同法が施行されたことを広く住民に周知し、法の主旨等の理解を促していくものとする。

本市が令和元年度(2019 年度)に行った、人権・同和問題に関する市民意識調査の結果では、「寝た子を起こすな」の考え方を持つ市民が約 3 割いることが分

かり、また、同和問題に対する予断と偏見による差別意識が、今なお、根強く残っている状況もうかがえる。本年度に実施する市民意識調査において、最新の市民意識を把握し、その動向を分析することにより、来年度に中間見直しを行う「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」に活用し、さらに、地域における人権・同和問題学習の充実や、今後も総合行政として同和問題に取り組む施策を推進していく。

本市においては、同和問題を市政の重要課題に位置づけており、誤った認識や偏見をなくすため、引き続き人権問題の重要な柱として捉え、相談・教育・啓発活動に重点をおいた取組を図る必要がある。

また、対象地域においても、昨今の物価高や急激な円安などによる社会・経済への影響に十分留意したうえで、引き続き安定的な生活が営めるよう支援する。

これらの状況等を踏まえた同和行政の展開を図るべく、基本方針を策定し、同和対策事業を総合的かつ計画的に推進する。

## 2 基本的事項

### (1) 基本姿勢と方向

本市においては、「部落差別の実態がある限り、行政の責務として、同和問題の早期解決に向けて、総合行政として積極的に取り組む」ことを基本姿勢とし、課題解決に取り組む。

### (2) 方針の性格

この方針は、「守山市民憲章」〔昭和55年(1980年)8月〕、「守山市人権尊重都市宣言」〔平成7年(1995年)9月〕、「守山市人権尊重のまちづくり条例」〔平成8年(1996年)7月〕の趣旨を踏まえ、「第5次守山市総合計画」〔平成23年度(2011年度)から令和7年度(2025年度)〕、「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」〔令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)〕と整合を図り、同和問題の早期解決を展望したものである。

また、国の地域改善対策協議会の「意見具申」〔平成8年(1996年)5月〕を尊重し、滋賀県の「今後の同和行政に関する基本方針」〔平成12年(2000年)3月改正〕との整合を図りつつ、「部落差別の解消の推進に関する法律」〔平成28年(2016年)12月〕のもと、本市における福祉・保健等の諸計画の視点も取り入れ、本市の実態に即した対策を推進するための方針とする。

### (3) 方針の期間

変化の激しい時代に積極的に対応できるよう方針の期間は1ヶ年とし、前年の実績やこれまでの取組成果をもとに、毎年策定する。

### (4) 方針の推進体制

「守山市同和対策本部」を中心として、全庁体制で課題解決に向けた取組

を推進するものとする。また、「守山市同和対策推進協議会」等の関係行政機関や関係団体との密接な連携を保持し、行政と関係諸団体等が一体となって、課題解決に取り組む。「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行および昨今の複雑化・多様化する人権問題に的確に対応するため、本市の人権・同和問題に関する学習のさらなる充実など、人権政策の企画立案から実践までを一元的かつ一体的に、人権政策課で取り組み、学校や園における人権・同和教育の推進については、学校園等の教育活動に明確に位置づけ、学校教育課において取り組む。

## (5) 方針の目標

対象地域の住民(以下「地域住民」という。)の社会的、経済的地位の向上と生活の安定を図るとともに、すべての市民が、市民憲章に定める「人権をおもんじ 信頼しあえるまち」の実現をめざし、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、差別をしない、差別を許さない、明るく住み良い社会を構築することを目標とする。

## (6) 方針の基本項目

方針を推進するための基本項目は、次のとおりとする。

- ア 方針に示す各種施策は、行政の主体性と行政運営の適正化を基本とし、地域住民の生活実態に即した諸施策を一般対策との整合を図りながら、積極的に推進する。
- イ 個人給付的事業は、国・県の方針に基づく対応(特別対策から一般対策)を基本とし、行政の主体性のもとに、地域住民の生活実態や課題を把握し、理解を得る中、適正かつ公平な運用に努める。
- ウ 関係部局で所管する施策の総合調整の充実強化を図るために、同和対策本部の機能を十分に発揮し、円滑かつ迅速な事業の推進に努める。
- エ 今後においても重点的な取組が必要な福祉・保健および産業・就労等に関する施策については、対象地域の実態に即し、特に昨今の物価高や急激な円安などによる社会・経済への影響に十分留意したうえで、一般施策の有効な運用を図るとともに、適時、適切な助言・指導に努める。
- オ 地域総合センターは、地区会館、公民館との複合施設としての機能を生かし、地域におけるさらに開かれたコミュニティセンターとして、地域住民や市民との交流・啓発活動の促進を図る。また、各種相談活動を通して地域住民の経済的・社会的・精神的な自立支援に向けた事業を展開する。
- カ 人権意識の高揚・人権侵害の救済に向けての人権擁護対策については、人権擁護委員や人権擁護推進員、関係機関、団体との連携を図りながら、適切かつ迅速な対応に努める。
- キ 差別意識を解消し、自ら差別をなくす行動をとれるようにするための同和教育および啓発事業については、これまで積み上げてきた成果と手法への評価を踏まえ、人権教育および人権啓発事業として発展的に再構築し、同

和問題を人権問題の重要な柱として捉え、人権尊重の精神を日常生活に生かせるよう積極的に推進する。

ク 市職員は、行政の果たす役割を自覚し、暮らしと仕事を通して人権・同和問題に積極的に取り組む必要があることから、地域住民との密接な連携を図るとともに、研修内容の工夫や充実に努め、気づきと行動ができる人権感覚を備えた先導的な役割を担う職員を育成する。

カ 「部落差別の解消の推進に関する法律」については、関係課と連携し積極的に周知を図るとともに、法の趣旨に基づき、「相談の推進」と「教育と啓発」を柱に取組を推進する。

### 3 関係施策(分野別項目)

#### 〔分野別項目の現状と課題および今後の方向〕

##### (1) 同和対策総合推進

ア 守山市同和対策本部会活動 〔人権政策課〕

同和対策にかかる本市の基本方針を策定し、それに基づく施策の推進を図るとともに、事業の進捗管理に努める。

イ 守山市同和対策推進協議会活動 〔人権政策課〕

同和対策事業が基本方針等に基づき、総合的かつ適切に推進されるよう、事業課題等を踏まえ、推進方策等について調査・協議を行うとともに関係団体相互の連絡調整に努める。

ウ 守山市地域総合センター運営審議会活動 〔地域総合センター〕

地域に即したセンター活動のあり方について、より必要性の高い事業や推進方策に関する提言を行う。

エ 守山市人権・同和教育行政推進班員活動 〔人権政策課〕

市民の人権・同和問題に対する正しい認識を深め、市民一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、自らの生活課題と捉えられるよう、市民啓発への積極的な取組を行う。

一方、地域の自治会学習会を充実したものにするため、部落差別の現状や市民意識調査結果等に基づき、指導および助言を行う。

オ 市職員人権・同和問題研修会および学習会の開催

〔人事課、人権政策課〕

市職員の同和問題をはじめとする人権問題についての意識の高揚を図り、市民のリーダーとしての自覚のもとに差別に気づき、行動を通じて問題解決に取り組める職員をめざし、全職員を対象とした人権・同和問題研修を行い、人材育成に努める。

また、各職場に設置する守山市職員人権施策推進員を中心に、教材化した資料等をもとに職場研修を定期的実施する。

カ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の啓発活動 〔人権政策課〕

同法については、関係課と連携し市民および職員に対し、各種人権研修会の機会を通じ周知するとともに、市ホームページへの記事の掲載や

学区別人権・同和問題合同研修会、市人権・同和教育研究大会等の各種研修・大会を活用し啓発チラシを配布するなど、周知・啓発を行う。

## (2) 地域内対策

### ア 福祉・保健対策

対象地域内の様々なニーズに的確に対応し、福祉・保健水準の向上に努める。

#### (ア) 相談支援事業

〔人権政策課、地域総合センター、健康福祉政策課、生活支援相談課〕  
病気、障害、介護などの生活上の相談については、関係課や関係機関と緊密に連携して取り組む中、課題解決に向けた情報提供や、サービスの利用の支援に努める。

#### (イ) 福祉対策事業

##### a 低所得者対策 〔健康福祉政策課、生活支援相談課〕

生活の安定に向け、引き続き地域総合センターおよび商工観光課等と連携し、必要な支援に努める。

##### b 地域福祉対策 〔健康福祉政策課、生活支援相談課〕

第4期守山市地域福祉計画に基づき、「人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち」の実現に向け、①多彩なコミュニティの創出による支え合いの再生・共創、②市民一人ひとりの多彩な社会参加やチャレンジ、③包括的な支援を可能とする環境を整備します。

##### c 高齢者福祉対策 〔長寿政策課、介護保険課、地域包括支援センター〕

「守山いきいきプラン2024」に基づき、介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者を含め、あらゆる人が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域共生社会の実現を目標にした取組を推進する。

##### d 障害者(児)福祉対策 〔障害福祉課〕

「もりやま障害福祉プラン2024」に基づき、障害のある人もない人も、互いに理解し合い、支え合い、ともに高め合う共生社会を構築するため、障害への正しい理解促進に努め、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目標にした取組を推進する。

##### e 児童福祉対策 〔保育幼稚園課〕

保育園・こども園・幼稚園では、人権を尊重する精神を育み、人間性豊かな人格の形成を図るとともに、家庭や地域および小学校・中学校との連携強化に努める。

##### f 保険年金対策 〔国保年金課〕

国民健康保険被保険者に対し保健事業の積極的な展開により健康の保持増進に努めるとともに、国民年金制度の趣旨と内容の周知を図り、

納付相談、免除指導等、各個人の実情に応じた対応を行うことにより、年金受給権の確保に努める。

g 福祉医療費の助成 [国保年金課]

保健の向上と福祉の増進を目的として、福祉医療費の助成を行う。

(ウ) 保健・医療事業 [すこやか生活課]

疾病の発症や重症化等を予防するため、必要に応じて訪問による健康状態の把握や健康診査の受診を勧める。

また、健康の保持増進を推進するため、食生活や運動などの生活習慣の改善を促すための事業等の利用を勧める。

イ 産業振興と就労対策

産業振興や雇用の促進等は、地域住民の自主・自立の確保のための必要な対策であり、各種対策の有効な活用を図りつつ、安定就労の確保と産業の振興に努める。

(ア) 企業の経営安定化 [商工観光課]

対象地域にある企業については、相談に応じられる支援体制を継続するとともに、必要に応じて経営の安定が図れるよう、必要な指導・助言に努める。

(イ) 就労対策 [商工観光課]

就労安定推進員を中心に相談業務を充実し、草津公共職業安定所や関係支援機関等と連携を図り、情報の収集・提供に努める。

また、市民の就労安定を図るため、「第四次守山市就労支援計画」に基づき、就職困難者等に対する就労への取組を推進するとともに、企業に対して公正採用・人権啓発に関する情報提供や助言を一層充実する等、対象地域を含む住民および就職困難者等の安定就労に向けた取組に努める。

ウ 地域の教育・啓発対策 [地域総合センター]

地域総合センターでは隣保事業を核に据えながら、同和問題の早期解決に向け、周辺地域を含めた教育・啓発事業を推進する。

(3) 教育・啓発対策

本市においては、同和問題の早期解決をめざして、教育・啓発推進体制の強化を図りながら、市民ぐるみの取組を進めてきた結果、同和問題に関する理解は深まってきている。

しかしながら、予断と偏見による差別意識は、今なお根強く残っているのが現状であり、引き続き、教育・啓発を重点課題として、積極的に取り組み、日常生活においても人権尊重の精神を生かすことができるよう各事業を推進する。

ア 学校・園における人権・同和教育

[学校教育課、保育幼稚園課]

乳幼児・児童・生徒が人権・同和問題についての正しい理解と認識を培

い、人権尊重の精神を生活に具現するよう、それぞれの発達段階に即した保育・指導計画を作成し実践する。さらに、保育園・こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校ならびに保護者・地域との緊密な連携により一貫した取組を進め、人権・同和教育の推進を図る。

- (ア) 人権意識を高めるための保育・授業の一層の工夫・改善に努める。
- (イ) 基礎・基本の徹底を図り、一人ひとりの能力と適性に応じた進路指導を充実し、進路の保障に努める。
- (ウ) いじめや差別を許さない仲間づくり、人間関係の醸成を図る。
- (エ) 部落差別をはじめとする様々な人権問題について、教職員の理解と認識を一層深め、人権意識を高める研修のあり方を工夫し、実践力の向上に努める。
- (オ) 小・中学校における「部落差別問題学習共通教材実践事例集」を活用した授業実践および研究を深める。
- (カ) 家庭や地域等、社会教育における人権・同和教育との連携を図る。
- (キ) インターネットによる人権侵害、感染症等に関する差別や偏見、性的指向・性自認等の新たな人権問題解決への取組に努める。

#### イ 社会教育における人権・同和教育

〔人権政策課、社会教育・文化振興課〕

各種の学習機会を通して、人権・同和问题に対する正しい理解、認識を培い、人権尊重のまちづくりの重点として、人権・同和问题解決への意欲と実践力を高め、「人権をおもんじ、信頼し合える風土づくり」をめざして、地域と暮らしに根ざした人権・同和教育を推進する。

- (ア) 市民の学習機会の確保と人権意識を高める学習内容を工夫する。
- (イ) 人権・同和教育指導者の研修機会の充実を図る。
- (ウ) 実際に発生した事象・事例を教材化するなど啓発教材の工夫を行うとともに、広報活動についても充実化を図る。
- (エ) まちづくり人権教育推進協議会活動の活性化と充実への支援を行う。
- (オ) 学校・園における人権・同和教育との連携を図り、地域に根ざした取組を推進する。
- (カ) インターネットによる人権侵害、感染症等に関する差別や偏見、性的指向・性自認等の新たな人権問題解決への取組に努める。

#### ウ 企業内における人権・同和教育

同和问题をはじめとするあらゆる差別を企業自らの問題として認識し、人権・同和问题研修の積極的かつ主体的な取組がなされ、公正な採用選考の実施や差別のない明るい職場づくりが推進されるよう守山市企業内人権教育推進協議会と連携し、啓発活動の推進に努める。

特に、企業における差別の現実に学び、経営者や幹部の人権・同和问题に対する正しい理解・認識を得るとともに、企業内の推進組織を生かし、人権・同和问题研修を社内教育の一環として位置づけ、全社的な取組がなされるよう啓発を強化する。

(ア) 企業訪問活動の実施 [商工観光課]

守山市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員および商工観光課内に配置した守山市企業内人権啓発推進員により、必要に応じて企業訪問活動や啓発を行い、市内各企業における公正採用の実施と自主的・計画的・継続的な企業内人権・同和問題研修の推進を図る。

(イ) 研修会の開催 [商工観光課]

守山市企業内人権教育推進協議会や守山商工会議所と連携し、初任者（入社１～５年程度）、採用担当者、事業所内人権啓発担当者、経営者・幹部のそれぞれを対象とした研修会を開催する。

(ウ) 啓発教材の整備・充実 [商工観光課]

公正採用やさまざまな人権に関する学習用ＤＶＤなど啓発教材を整備・充実させ、企業等における人権教育の推進を図る。

(エ) 指定管理者の同和問題研修等 [総務課]

指定管理者については、指定管理者と市との間で締結した管理運営に関する「協定書」において、公正な採用選考、同和問題をはじめとする人権研修の実施その他人権に配慮した業務遂行に努める規定を設け、その規定に基づき指導する。

エ 地域総合センターにおける人権・同和教育 [地域総合センター]

地域総合センターは、「部落差別の解消の推進に関する法律」の主旨や関係法令に基づき、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を推進する。

特に、人権・同和教育を重点事業に位置付け、地域住民をはじめ市民への同和問題に対する正しい理解と認識を深め、部落差別の解消に向けた教育・啓発事業を推進する。さらに各種事業を推進するため、隣保事業士の配置に努める。

(ア) 同和对策集会所事業等

隣保機能を有する地域総合センターとして、地域住民の相談活動を中心に、生活基盤の確立と就労の安定・福祉の向上をねらいとしたきめ細かな活動を展開する。対象地域のコミュニティセンターとして、地域社会との積極的な交流、対象地域に密着した各種事業および部落差別の解消に向けた様々な人権学習を推進する等、地域住民の自主・自立に向けた対策の充実に努める。

(イ) 児童センター事業

子どもの集団活動による豊かな情操教育活動等を通じて、友情・連帯を深める仲間づくり活動の推進に努める。

また、親子の集団活動によりふれあいを深め、人権を尊重する心の育成に努める。

(ウ) 交流教育事業

地域総合センターを中心とした交流教育を推進する。

#### (4) 人権擁護対策

国内外の人権意識の高揚を図る気運は、年々高まってきているところである。こうした中において、今後も継続して、同和問題を人権問題の柱として捉え、地域住民をはじめ、すべての人の人権が尊重されるよう、引き続き相談活動と啓発活動に重点を置き、人権意識の高揚と人権擁護に努める。

##### ア 人権相談活動 [人権政策課]

人権侵害の相談窓口として、定期的に人権擁護委員による特設相談所を開設し、人権問題の相談・解決に努める。

##### イ 啓発活動 [人権政策課]

地域社会に今なお根強く残っている不合理で因習的な差別意識を解消するため、同和問題をはじめとする人権問題は市民一人ひとりの問題であると捉え、人権擁護委員および人権擁護推進員等との連携のもとに、あらゆる機会を通して啓発活動を展開する。

##### ウ 人権擁護委員および人権擁護推進員の研修 [人権政策課]

人権擁護推進体制が効果的に機能するよう、人権擁護委員および人権擁護推進員を対象とした実務研修や先進地への研修を実施し、実務力の向上を図るとともに、情報交換等により活動の活性化に努める。

##### エ 差別事件・事象への対応 [人権政策課]

差別事件・事象に対しては、迅速かつ的確な問題解決に向け、関係機関・団体等との連携のもと、差別の要因や背景、課題を明確にするとともに、広く市民への教育・啓発活動に生かす等、解決に取り組む。

また、過去の差別事件・事象を教材化した資料を用いた啓発に努める。

##### オ 戸籍等の不正取得の抑止 [市民課]

戸籍謄本等を第三者等に交付した事実をお知らせする「事前登録型本人通知制度」については、広報をはじめ人権・同和問題学習会の手引きおよび窓口配布文書への掲載等、継続して広く啓発を行い、制度に対する認知を高めるとともに、登録者数の増加と不正取得の抑止を図る。

#### (5) 運動団体等との連携・調整と関係課等との連絡調整 [人権政策課]

総合行政の中にあって、特に人権政策課および地域総合センターが、関係機関や運動団体との連携・調整を行うとともに、関係課等への適切な情報提供や連絡調整に努める。